地域森林管理支援センター便り
第1号 令和4年1月

市町村・県各機関・岐阜県地域森林監理士の皆様

地域森林管理支援センター(以下、「支援センター」という。)を開設して 4 ヶ月が過ぎようとしています。この便りでは、森林経営管理制度に関する最新情報や、活動実績、市町村の取組状況等の情報を提供し、皆様の業務に活用していただきたいと考えています。

支援センターの役割は市町村の皆様の相談窓口や、巡回支援、専門家による相談会、地域 森林監理士短期支援の調整、地域森林監理士フォローアップ研修、情報発信です。

今後は、地域森林監理士フォローアップ研修、専門家による相談会を予定しています。専門家による相談会では、所有者探索や森林境界に関する困り事等を取り上げたいと考えています。ぜひご相談ください。

今回は、弁護士相談会、巡回支援の活動実績を報告します。

目次

- 1. 弁護士相談会
- 2. 巡回支援事例

1. 弁護士相談会

日時 令和3年10月29日(金) ぎふ森林文化センター 東濃ヒノキホール

講師 品川尚子弁護士 聴講者 市町村担当、県担当、監理士等 19名

講演 その1「経営管理権集積計画の仕組み」

その2「森林管理の裁判例を学ぶ」

その3「弁護士への相談Q&A」から抜粋して報告します。

その1「経営管理集積計画の仕組み」について

・経営管理権集積計画(記載例)において、2 共通事項(2)受託者の義務①経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙(市町村)は、「自己の財産に対するのと同一の注意義務」や、②経営管理実施権配分計画が定められる場合、乙(市町村)は経営管理実施権者(林業経営者)に対する監督責任のみ負うという表現があるが、仕事である以上市町村も善管(善良な管理者の)注意義務負う必要がある。

・民法の信義則に反するものは、初めにどのような契約があったとしても合意がなかったも

のとみなされるので留意すること。また、重要なことは包括的(協議する等の言い回し)な 記載とはせず、項目を立てる必要がある。

その2「森林管理の裁判例を学ぶ」について

・森林経営管理権を設定した森林の倒木等により被害が発生した場合

損害賠償責任があるかどうかは具体的な状況による。

ケース1 森林管理、立木あるいは伐倒木の管理の方法に、瑕疵があれば有責。故意過失があれば有責。管理が終わってから被害があった場合、管理中に行った作業に過失があれば有責。

・解説 山では木が枯れたり折れたりするのは当然で、それを伐倒しておく必要があるのは 道路沿い等だけ。

ケース 2 観光客が入り込むことを目的として形成された場所(遊歩道、ベンチ)付近では、 天然の立木であっても危険性を除去(伐倒)もしくは警告表示が必要である(東京高裁 H19.1.17)。

・解説 距離が離れた立木からの落枝で、また観光客でなく相当の装備を行った者のみが入り込む場所で悪天候の場合、責任はない。

その3「弁護士への相談Q&A」

項目	相談内容	相談結果
森林所有者特定に	森林整備事業を実施するにあた	登記上の面積と予想される現地
当たって隣接所有	り、公図と現地に大きな乖離が	の面積が同じ程度なら OK と考え
者の同意が必要な	あり、隣接地を含めた所有者全	る。森林経営管理制度では、所
範囲について	員が、所有地を把握していな	有者がわからない場合は、「所有
	い。協定を結ぶにあたり、念の	者不明森林に係る特例」を活用
	ため隣接地の所有者(登記簿	できる。
	上) の同意を得ることとする	
	が、この考え方でよいか?	
公簿上の土地登記	公簿上の土地所有者 A からの申	農業委員会は公簿という根拠に
情報と口約束によ	請で、農地の転用許可申請が提出	基づいて行っているので、行政行
る土地交換情報に	され転用が許可(知事)された。	為としては瑕疵はない。交換はA
ついて	後日、Bさんが「先代の時に口約	と B の民事の問題。
	東で交換している土地で自分の	
	土地を勝手に駐車場として使用	
	している」と訴えた。これは公簿	
	上の土地情報が正しいので問題	
	なしと考えて良いか?	
市町村から民間事	市町村が意向調査の結果、所有者	提供は可能。林地台帳の所有情報
業体への個人情報	から「森林組合や民間事業体へ整	提供の法的根拠を整理すること。
の提供について	備を依頼(委託)する」との回答	林地台帳制度では、同一の都道府
	を得た場合、所有者情報を民間事	県内で経営計画の認定を受けて
	業体へ紹介することは問題ない	いる林業事業体へ情報提供は可。
	カゝ?	(氏名・住所含む)
施業集約に当たっ	市町村が意向調査の結果、「市に	公知の情報(森林簿や登記情報)
ての周りの森林に	管理を任せたい」と回答した森林	であれば可。その他課税情報等に
ついての情報提供	について、施業集約化の可能性を	基づく場合は、本人から情報提供
について	考えて、周りの森林 (郵便未達や	の同意がなければ不可。
	未回答のものを含む) の意向調査	
	状況などについて、民間事業体へ	
	情報提供することは問題ない	
	カュ?	

2.巡回支援事例

(1) A 市町村

事例 1

相談内容	森林環境譲与税を活用した令和4年度新規・拡充事業に対し市の会議で出された検討課題への対応方針について。
相談結果	令和4年度新規事業「市民等による提案型事業」の検討課題について以下のとおり助言した。 ・事業の必要性・効果については、森林環境譲与税の3つの目的の達成につながることが判るよう目的ごとに想定される提案事業を例示するよう助言した。 ・提案型事業の営利・非営利別の補助率の見直しについては、事業目的別に補助率を再検討するよう助言した。

事例 2

相談内容	令和3年度の森林環境譲与税事業の実施内容ついて。
相談結果	令和3年度新設した市直営の間伐事業について、来年度の拡充を見据え今年度実施分から間伐木・風倒木を出来るだけ搬出し、災害の防止軽減効果を高めるとと もに木質バイオマス燃料として有効利用するよう助言した。

(2) B 市町村

相談内容 地域森林監理士による現地調査に同行した。 ・10 箇所の危険木等の現地調査を実施した。 ・危険木処理の必要性・優先順位について地域監理士の森林整備に関する専門的アドバイスと併せ県森林環境税等との棲み分けについて助言した。 優先実施すべき未整備森林(56.84ha)の対応について助言した。 ・未整備森林の解消に対応した上で、森林環境譲与税を危険木処理に使っていることを対外的に説明できるよう整理しておくことを助言した。 ・具体的調査については、令和4年度予算で対応を検討するため概算経費の見積	でである。	
・10 箇所の危険木等の現地調査を実施した。 ・危険木処理の必要性・優先順位について地域監理士の森林整備に関する専門的アドバイスと併せ県森林環境税等との棲み分けについて助言した。優先実施すべき未整備森林(56.84ha)の対応について助言した。・未整備森林の解消に対応した上で、森林環境譲与税を危険木処理に使っていることを対外的に説明できるよう整理しておくことを助言した。・具体的調査については、令和4年度予算で対応を検討するため概算経費の見積	・10 箇所の危険木等の現地調査を実施した。 ・危険木処理の必要性・優先順位について地域監理士の森林整備に関する専 アドバイスと併せ県森林環境税等との棲み分けについて助言した。	
Ⅰ Ⅰ りを1月りことを助言した。	・未整備森林の解消に対応した上で、森林環境譲与税を危険木処理に使って ことを対外的に説明できるよう整理しておくことを助言した。	いる

(3) C 市町村

相談内

- ・C市町村総合戦略に森林をどう位置付けたらよいか。
- ・C 市町村では度々雪崩による災害が発生しており、こうした自然災害に強い森 林づくりについて。
- ・C 市町村は広葉樹が多い。一方で木を使った伝統文化を失われつつあることについて。
- ・C市町村管理委員会の活用が最近できていないことについて。

一談結果

- ・森林環境譲与税を活用して、外部の講師等を招き C 市町村管理委員会や住民等の参画によるワークショップを開催し、C 市町村の今後の森づくりの方向性をまとめることを提案した。
- ・後日(18日後)、ワークショップの企画案を作成し提案した。
- ・ワークショップ開催に当たっては、広葉樹施業の専門家や木材を活用した伝統 文化の専門家等を招聘することを提案した。

以上

地域森林管理センター 〒500-8356

岐阜市六条江東2丁目5番6号

岐阜県森林組合連合会内

TEL (058) 201-5013

FAX (058) 275-4398

E-mail: f-shien@g-moriren.or.jp

担当 常富覚 日比野基宏 中島義雄